

一般社団法人 日本社会教育士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本社会教育士会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、社会教育士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会教育士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、人々の学習と権利の擁護及び社会教育を推進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)社会教育を必要とする人々の学習と権利の擁護に関する事業
- (2)国内外の社会教育の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会教育専門職団体等との連携に関する事業
- (3)社会教育施設並びに社会教育活動の機能及び質の向上、並びにその評価に関する事業
- (4)社会教育士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (5)社会教育士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (6)社会教育士の称号制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (7)社会教育及び社会教育士に関する調査研究に関する事業
- (8)社会教育に関する学術研究を行う事業
- (9)社会教育関係団体との情報交流や発信、連携及び支援に関する事業
- (10)その他目的達成のために必要な事業
- (11)前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、東京都豊島区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第2章 社員

(社員資格の取得)

第6条 社会教育士の称号を取得したものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

2 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員は、法令の定める事由のほか、継続して2年以上会費を滞納した場合に、その資格を喪失する。

第3章 社員総会

(社員総会の権限)

第9条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(定時社員総会の招集時期)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときには、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員

の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事及び理事会

(理事の員数)

第15条 当法人の理事は、5名以上とする。

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事会の設置)

第17条 当法人に、理事会を置く。

(代表理事及び業務執行理事)

第18条 理事会は、理事の中から代表理事1名を選定する。

2 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として常務理事若干名を選定することができる。

(理事会の招集権者)

第19条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第20条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の議事の省略)

第21条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 22 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 監事

(監事の設置)

第 23 条 当法人は、監事を置く。

(監事の任期)

第 24 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監事の報酬及び退職慰労金)

第 25 条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 6 章 職員

(職員)

第 26 条 当法人は、理事会の決議により、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

(職員の報酬及び退職慰労金)

第 27 条 職員の報酬及び慰労金は、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議により定める。

第 7 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 28 条 当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 29 条 基金は、当法人の解散の時までこれを返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 30 条 基金は、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第 32 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 33 条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、これを東京都に帰属させる。

付則

(最初の事業年度)

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月末日までとする。

(設立時の社員資格)

2 第 6 条の規定にかかわらず、設立当初の社員については、社会教育士の称号取得を社員となるための資格要件とはしない。ただし第 8 条の規定にかかわらず、設立から 5 年を限度として、その資格を喪失するものとする。

(設立時の入会金及び会費の額)

3 当法人の設立時における入会金及び会費の額は、次の通りとする。

(1)入会金 5,000 円

(2)会費 年会費として 10,000 円(但し、初年度にあっては二分の一とする。)

別に定める研修会、研究会等の開催にあつては、参加費を徴収し、その額及び徴収方法については、理事会でこれを定める。

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次の通りとする。

設立時理事及び設立時代表理事 平 井 康 章

設立時理事 入 江 直 子

設立時理事 高 井 正

設立時理事	出	川	真	也
設立時理事	水	野	篤	夫
設立時理事	久	井	英	輔
設立時監事	茅	野	英	一
設立時監事	中	村		香

(設立時社員)

5 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 平 井 康 章

住 所

設立時社員 入 江 直 子

(法令の準拠)

6 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本社会教育士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年7月5日

設立時社員 平 井 康 章 印

設立時社員 入 江 直 子 印